

全大教新聞

2025年2月10日

第428号

【発行所】

全国大学高専教職員組合 (略称・全大教)



【PDF版 (全面カラー)】
http://zendaikyo.or.jp/?page_id=107

【電話】03-6802-4250

【HP】<http://zendaikyo.or.jp/>

【所在地】〒110-0012
東京都台東区竜泉
2-20-15 都築ビル2階

* 組合員の購読料は
組合費に含まれて
います (一部30円)

今月の紙面

- 2 技術職員組織・昇格・資格手当支給等実態調査の集約報告
- 2 全大教書記研修会 (1月22日) 開催
- 3 論壇 「現代社会とジェンダー・教育と研究の往還」
横浜市立大学国際教養学部教授 佐藤響子
- 4 単組からのレポート
北海道教育大学函館校「開かれた大学づくり
組合主催の公開学習のとりくみ」
茨城大学農学部・茨城大学農学部労働組合
組織について」
滋賀大学大津地区
「小規模大学の良さ」と厳しさ

パブリックコメント 意見書を提出

「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について(答申(案))」に対して

以下の観点から意見を述べました

(全文は全大教HP掲載の意見書を御覧ください)



- 学問の自由・大学自治の尊重に言及すべき
- 学生支援は、修学期間を通した安定的な経済支援を行うべき
- 学生の学修環境の整備には、高等教育機関への基盤的経費の財政支援が必要
- 研究力向上のためには、高等教育機関への基盤的経費の確保により、雇用環境整備の促進が不可欠
- DX、GX等の分野への転換が、知的な文化発展・継承に必要な不可欠な分野の縮小や廃止につながることを留意する必要がある
- 地域において高等教育機関どうし、及び他機関との連携を図る際の核は地方国立大学であり、十分な支援が必要
- 高専の国際展開は、高専にとってアドオンの機能であり負担が生じている。追加支援が必要である
- 高等教育の漸進的無償化の方向性を明記するべき

中央教育審議会は、急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について専門的な調査審議を行うとして、2023年11月に高等教育の在り方に関する特別部会を設置し議論してきました。

昨年12月までに14回開催されてきた特別部会での議論の中心は、少子化が進行する中で現状のままの収容定員を維持できず、そうした状況で高等教育の質をどうやって維持し高めていくかという点に置かれていました。とくに、高等教育へのアクセスの地方間格差を解消しつ

つどのように少子化に対応していくのが課題とされ、そのために地方の高等教育機関間の連携や統合、地方において高等教育機関・研究機関にとどまらない協議体の設置などが必要とされました。中教審は昨年12月に答申案をまとめ、パブリックコメントに付しました(期限:1月15日)。

全大教中央執行委員会では、1月10日に特別部会に意見書を送付するとともにパブリックコメントへの回答を行い、同時に各加盟組合へ内容を通知して可能な範囲での意見提出を呼びかけました。(中執 長山泰秀)

高専機構との 団体交渉

2024年12月9日、12月17日、2025年1月16日 実施

出席者



高専機構本部



岡本中央執行副委員長
高専協議会議長



友定中央執行委員
高専協議会事務局長



永井書記長



山下高専協議会幹事



小林高専協議会幹事



赤塚高専協議会幹事

オンライン

各高専組合からの質問・意見を伝える

2024年12月9日、12月17日、2025年1月16日の3回に渡り高専機構本部と団体交渉を行いました。

交渉議題は機構本部より、人勤を踏まえた給与の改定、育児介護休業法改正の対応、旅費規則の改正を含む5つが提案

高専独自の制度拡充に合意

2024年12月9日、12月17日、2025年1月16日の3回に渡り高専機構本部と団体交渉を行いました。

2024年人勤が出た段階で、内容が多岐に渡り、改正幅も大きいことから事前協議を行い、10月と11月の2回に渡り高専機構の提案内容について確認を進めた後に団体交渉を行いました。

育児介護休業法改正の対応においては、高専機構は元々法令を上回った制度となっており、法改正に合わせた拡充に合意し、さらに子の看護休暇の取得要件である、感染症に伴う学級閉鎖部分については、感染症に加え自然災害等の学級閉鎖も追加で合意することができました。

また、高専機構では孫の看護休暇も制度化されており、子の看護休暇から入学式等を除く取得要件で合意しました。

人勤と同様の内容で合意

高専機構の提案は基本的に人勤と同様の内容であり、月例給は一般職(一)平均3%引き上

げ、期末手当勤勉手当を各0.05か月分引き上げ、かつ引き上げ分は2024年4月に遡及実施等が提案され合意しました。一方、各種手当の改定については、2014年に月例給2%引き下げの代償措置として高専機構独自に運用していた地域手当の支給割合が多くの高専において引き下げ改定となることから、慎重な協議をす

め、これまでの改定に額になる教職員がいることを訴え現給保障を要求しましたが、財源が厳しいとの回答で、その場で追加の8つの要求を行いました。そのうち、勤続20年のリフレッシュ休暇および夏季休暇について、2025年4月から取得期間を延長すること等で合意し、他の提案は労使において検討・協議を進めることを確認しました。

(高専協議会幹事 小林一誠)